

令和5年

決算特別委員会

令和5年 9月11日 開会
令和5年 9月11日 閉会

西川町議会

令和五年
決算特別委員会

令和五年
決算特別委員会

西川町議会
議会録

西川町議会
議会録

令和5年西川町決算特別委員会会議録目次

第 5 号（9月11日）

○日程	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開議の宣告	3
○付託案件の審査・採決	3
○閉会の宣告	3 1

令和 5 年 9 月 1 1 日

令和5年西川町決算特別委員会

議 事 日 程 (第5号)

令和5年9月11日(月)午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審査

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（10名）

1番	佐藤大	委員	2番	飯野幹夫	委員
3番	後藤一夫	委員	4番	荒木俊夫	委員
5番	佐藤仁	委員	6番	佐藤光康	委員
7番	大泉奈美	委員	8番	佐藤耕二	委員
9番	古澤俊一	委員	10番	菅野邦比克	委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志	君	教育長	前田雅孝	君
総務課長	佐藤俊彦	君	つなぐ課長	荒木真也	君
企画財政課長	大泉健	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	佐藤尚史	君	町民税務課長 兼 みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠	君
商工観光課長	柴田知弘	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田一弘	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委 員 長

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

◎付託案件の審査・採決

○古澤委員長 ここで、本委員会に付託されました認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで審査・採決を行います。審査・採決は会計ごとに行います。

なお、9月1日、5日、7日並びに8日の決算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

◎認定第1号の質疑・採決

○古澤委員長 最初に、認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査します。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いします。質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略します。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようにお願いします。

また、質問される委員は、あらかじめ決算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して簡潔に質問されることを望みます。スムーズなる審査にご協力をお願いします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか担当職員の議場への出入りを認めておりますので、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 決算書の51ページです。2款1項5目企画費の8番旅費で、旅費の中に西川のまちづくり応援団のことが入っていると思いますので、まちづくり応援団についてちょっとお聞きします。

2回ほど私のところにもまちづくり応援団の関東ブロックの木村さんからお手紙がありました。関係者の皆さんに皆送られたようですけれども、1つは去年9月24日に関東ブロックの世話人会が開かれたと。世話人会は西川町との連絡調整ということになっているようですけれども、9月24日に世話人会が開かれて、新しい会長になったということになったと聞いています。

ここで、9月24日の去年の世話人会で、名称変更、この後まちづくり応援団が町の意向でまちづくり首都圏ファンサポーターというふうに変更になっていきますけれども、こういう話合いはこの世話人会でなされたのでしょうか。

○古澤委員長 答弁は荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

決算特別委員会のつなぐ課担当の場面で、同じようなご質問がありました。決算特別委員会で答弁したとおりでございます。

以上です。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 決算委員会では、そこら辺の具体的な話はお聞きしていなかったと思います。

お手紙によれば、9月24日世話人会で、会長代わったけれども新しい組織やっていくという方向の話がなかったということで、新しい方向の組織にお金が、世話人会のまちづくりの関東ブロックのお金が33万ぐらいあったと、それも何か引き継がれて新しい組織のほうに行っちゃったということで、かなり不満なようになっております。

今年3月、政策推進課長の荒木課長が参加しまして、世話人会があつて、そこでいろんな話合いがあつたと。世話人会の出席者からは名称変更とか運営資金の流用と書いていますけれども、異論が相次いで世話人会の承認が得られなかったということ書いていますけれども、ここら辺の事情はどうなっているのでしょうか。

○菅野町長 反問権。

○古澤委員長 菅野町長、反問権追加。

○菅野町長 まちづくり応援団の話がありましたけれども、こちらは町の組織ではございませんので、その関係についてなぜ質問していただけるか、教えてもらえますでしょうか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） まちづくり応援団には旅費ということで出されていて、今年3月25日の世話人会には荒木課長も旅費を使って出席しているわけで、当然ご質問は入ると思いますけれども。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 まちづくり応援団のご質問は、まちづくり応援団をどうしたか、どうなったかというお話でございますが、これは内部の話なので、まちづくり応援団内部の話ではないでしょうか。町との関係は、町への質問とはどんなものでしょうか。

まず、なぜ質問しているのでしょうか。内部の話ですよ、今のご質問というのは、まちづくり応援団の。

○古澤委員長 反問権の中で、6番、佐藤光康委員、お答えをお願いします。

○6番（佐藤光康委員） 世話人会の中には町が参加しているわけです。ですから、町が参加しているからお聞きしているんです。

○古澤委員長 反問権のうちね。

菅野町長。

○菅野町長 一参加者として参加したのですが、今のご質問の趣旨、もう一度お願いします。中身の話だと思いますよ。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） そういうことで、町が3月25日、今年ですね、菅野町長名義のまちづくり応援団関東ブロック世話人会の皆様へという手紙を持って、世話会に荒木課長が出席したということです。ですから当然そうなるんじゃないですか。

○菅野町長 質問は何。

○古澤委員長 佐藤光康委員、質問の中身ということでございますので。話の内容。

○6番（佐藤光康委員） はい、委員長。そういうふうに非常に、荒木課長参加したときに世話会ですら異論が出てきたということです。新しい組織にお金が行き渡り資金が使われて、全額を返してほしいということを前の会のほうで、世話会の皆様が言っているわけ

です。

町のほうで不足分を加えてお返ししたという話もありますけれども、そういう事情ってあるんでしょうか。

○古澤委員長 反問権解いて。

○菅野町長 もう一回行っていいですか。

○古澤委員長 反問権。菅野町長。

○菅野町長 基本的に、ちょっと対話されましたか、その手紙を出した人と。事実誤認で議論されても時間もったいないのでね。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） もちろん、昨日お話ししました。3回ですので、今回……。

○古澤委員長 反問権のうち。

○6番（佐藤光康委員） 木村さんと白田さんです。

○菅野町長 質問いいですか。

○古澤委員長 分からない点。

菅野町長。

○菅野町長 ご質問は、町のお金を補填したかどうかということですか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 資金が33万ぐらいあったそうですけれども、それが新しい組織になって一部使われて、戻してほしいということで前の会のほうが話して、町のほうで何か加えて、付け足して返したという話をお聞きしましたけれども、そうなんですか。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 その町予算を使ったというのは、先方がおっしゃっているんですか。それ確認しましたか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 私は3回しか質問できないので、反問権も3回ぐらいにしてもらえればというふうに思いますけれども。

○菅野町長 内容の確認ですから。

○6番（佐藤光康委員） 内容については反問権ですから、よろしくお願いします。

要するに、お金を……。

○菅野町長 確認したかどうかというのを聞いているんです。

○6番（佐藤光康委員） もちろん確認しました。

○菅野町長 町の資金を使ったということおっしゃっている。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） どういうふうに使われ方をしたのですかと、どういうふうにしてお返ししたのですかということを知っているんです。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 そうしたら、何と言っていましたか。

それで、ご質問の意味がよく分からないですけれども、手紙で書いてあるのか、確認したら町の資金を使ったという誤った情報が光康さんに届けられたということですか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） はい、33万返してほしいということと言われて、町はどのように対応したのですかとお聞きしたい。

○古澤委員長 ここで反問権を解きまして、荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

町長が申し上げましたとおり、まちづくり応援団の関東ブロックの世話人会というのは、町が関与しない、関東ブロックの中の1つのグループでございますので、町は一切関与していません。資金の補填などもございません。

以上です。

○古澤委員長 3回目といたしまして、6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 最後ということですので。

そのまちづくり応援団の関東ブロック世話人会有志の皆様から、今まで一生懸命、町のためにいろんな特産品を売ったり、観光案内をしたり、仲間にしたり、関係者のPR、関東ブロックは180人ぐらいおられるそうですけれども、それから中学校の生徒たちの研修旅行とか、二十何年間ずっと町のために一生懸命なってきたまちづくり応援団です。

今年になって町のほうから、まちづくり応援団にピリオドを打ちたいと、もう解散したいという話があったという連絡が来たという話になっています。今、まちづくり応援団では申入書を8月4日に、西川町長菅野大志様宛に申入書を出しています。非常に、町長が会長を務める西川のまちづくり応援団とはいえ、運営委員会や総会に一切説明することなく解散するというのはいかにも理不尽なことだということで、ぜひ、7月29日に世話人会が集まって話し合っただけで決議したそうですけれども、関東ブロック世話人会として解散のための運営委員

会をぜひ開いてほしいということを申入書で町長に訴えているわけです。

これに今まで、最後ですので、今まで大変お世話になったとそういうことに対して、人たちに対して、こういう形で終わるとするのは非常に残念なことなわけです。ですから、この運営委員会に出席なさって、町長が、そして今までのお礼を述べて、事実経過も含めて、これからはこういう方向にしたいということを丁寧にやはり皆様にお話しをするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野町長 反問権で。

○古澤委員長 反問権として、菅野町長。

○菅野町長 再三のご質問になりますけれども、まちづくり応援団と町というのは、一参加機関なわけです、町としては。それで、町が決められるわけがないんですよ、光康さん。決められるわけがないのに、何で町が決めたかのようなご質問をするのか、反問権を、質問をさせていただけます。

○古澤委員長 反問権のうちで、6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 私の言っているのは、こういうまちづくり応援団、世話人会で申入書をしているということですので、これに対してどう思われますかという、そういう誠意を持って対処すべきではありませんかということを行っているわけです。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 答弁は担当課長が事実誤認も含めてしっかり対応するので、反問権続けさせていただきますけれども、基本的に、これ理解していただきたいです。決定権は町にないわけです。その方の次の会長が決められる話なんですね、次の会長が。それはご承知ですか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 当然、世話人会の中で話合いがあつてしかるべきだと思いますけれども、反問権がもう何回も繰り返していますので、委員長、よろしくお願いします。

ですから要するに、私が言いたいのは、この申入書に対して町長に行っていますので、それにご返答、今多分、恐らく関東ブロックの皆さんが見ていると思いますので、議会中継もぜひ町長の誠意あるお話をよろしくお願いします。

○古澤委員長 反問権、菅野町長。

○菅野町長 私の質問に答えてください。会長が決める話だということをご承知ですか。

○古澤委員長 ただいまの件について、会長が決める範囲内だということで、それに対して、6番、佐藤光康委員のほうからご意見をお願いします。

○6番（佐藤光康委員） 当然、名称の変更とか資金の問題とか、それは当然、世話人会で話し合って、それで結局、皆さん承認得られなかったということですから、そういうふうに住世話人会で話し合うということだと思います。

反問権がちょっと多過ぎますけれども、委員長、ちょっと私、3回しか言えないんですよ。もう何回も言っていますよ。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 ちょっと、ちゃんと調べて質問してほしいから反問権使うわけですが、しかも確認です。

世話人会で議決ができないということはお承知ですか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） そういう詳細は、これ流れの中での話ですから、ぜひそこら辺の対応を町で説明してほしいということを行っているわけです。ですから、申入書に対してどういうふうに町は対応するのですかということを行っているわけで、もう反問権は必要ないんじゃないですか。もう言わないのですか、町長は。

○古澤委員長 いや、この確認関係においてはできるのですけれども、質問に対して、その質問の内容に対して、光康委員がはっきり答えてくれればそれで。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 運営委員会で話し合っただけで問題になって、結局それはおかしいという異論がいっぱい出たということですよ。

○菅野町長 だから、知っているか、知らないかと聞いているわけです。

○古澤委員長 分かっているか、分かっていないかの判断だけで言うのであれば、こちらで説明させますので、よろしく。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 名称変更とか資金関係は、当然世話人会の決議あるべきだと思います。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 違います。世話人会で決めることはできません。それを承知しないで質問しているんじゃないでしょうか。知っているか、知らないか。

私は、これははっきり言って内部での、町関係ないわけですよ、ほとんど。ほとんど関係ないわけですよ。町は一構成員の一人としてそういう申出を受けているというだけであって、

そんな多分、議員の皆様にもほとんど関係ないのにばらまかれたわけですね。

だから、私が聞きたいのは、会長が代わった後の話なわけですね。その内輪もめだというお話と、あと、世話人会が議決権があるかないかなんて、皆さん多分聞いていて何じゃこりゃと思っていると思いますけれども、町民の皆様も。世話人会が議決権あるんですか、会長が代わったというのもご承知ですか。世話人会が議決権がないというのもご承知ですかというご質問をしているので、さっきからかみ合っていないわけですよ。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 要するに私が質問しているのは、この申入書、ぜひ運営委員会を開いてほしいという要望に対してどう答えますかと。

あと、町長も非常に今るる言われましたけれども、それも含めて関東ブロックの皆さんにここで、議場で答えればいいんじゃないでしょうか。

あと、反問権は要らないと思います。委員長、やめさせてください。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員、先ほどから言っている……

○6番（佐藤光康委員） 要するに、運営委員会開いてやってほしいということに対してはどういうふうな対応をしますかということを行っているわけで、その細かいことは別に問題じゃないわけですよ。それは問題じゃないですよ、私の質問に対しての答弁を求めているわけです。だからそういう決議機関がどうかとかそういう問題じゃないわけですよ。

ですから、もう反問権はやめさせてください。もう延々と言いますから、まず町の対応をしっかりと、質問に答えてください。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員、分かるか分からないかで、逆にこっちのほうの説明はまた別にさせますので、中身が分かっているか、それ言ってもらえればまたこれ止まると思うんですけれども。

○6番（佐藤光康委員） 細かいこと、一応ある程度分かっているつもりではいますけれども、います。

○古澤委員長 菅野町長。

○菅野町長 分かっているつもりだという、つもりというので議員として質問してよろしいのかどうかというのが、私は甚だ疑問に思いますので、これを、議員が職員の負担減らしましょうよと言っているわけですよ、こんな質問いただいたら、事実誤認ですと調べて最初から質問答弁書を作らなきゃいけないわけですよ、こっちも。

だから、私が言いたいのは、しっかり事実を調べた上でご質問していただきたいと。今も

う分からないということが明確になりましたので、じゃもう一度お聞きしますけれども、こちらで答弁の仕方違うわけですよ。分かれるわけですよ。まず、会長が代わったかどうかというのを知っていますか。そこの経緯から説明しますから。知っていますか。

もう一つは、世話人会は議決機関ではないただの任意団体ですと、それはご承知ですか。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 繰り返しこんなことやっていると、延々と続くわけですよ。それも含めて町の対応、町の方針をお聞きしたいんです。

関東ブロックの皆さんも多分見ていると思います、こんなことをやり取りしていても全く意味がないと思います。ですからそういう、この関東ブロックで説明、私、申入書読みました。これがおかしかったら、町はおかしいと言えればいいわけですよ。町の見解を求めているわけですよ。別に私、この関東ブロックの申入書が全部正しいとは私も分かりません。ですが、これに対しての、町としておかしかったらおかしいと言えればいいわけで、町の対応をお聞きしたいということを言っているわけです。

あと、反問権は必要ありません。

○菅野町長 委員長、こんな質問されたら職員大変です、本当に。残業100時間以上増えます。言っていることとやっていること違うから。

○古澤委員長 荒木つなぐ課長。課長のほうから反問権。

○荒木つなぐ課長 光康委員に確認したいのですが、関東ブロックの世話人会というのはどういう存在か、それはご承知していますでしょうか。どういう方々がメンバーになっているのか。運営委員会と世話人会の違いは何ですか、教えてください。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 世話人会は西川町と連絡調整だというふうに聞いています。あと、正式な解散とかというのは運営委員会で決めるものだと私は理解していますけれども。

○古澤委員長 確認ね。

荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 では、世話人会は議決権がないことはご存じなわけですね。確認です。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） そちら辺も、私もはっきりとは言えませんが、そちら辺は町も含めて、おかしかったら説明してくれればいいわけですよ。ですから、そちら辺の食い違いとか。

だから、申入書が来ていて、町長はそれにどう対応しますかとか、このこころ辺のおかしい点とかそういうことは言えないんですか。それをぜひ、関東ブロックの皆さん見ているから、町長、課長からぜひ説明していただきたい。それでいいんじゃないですか。ぜひお願いします。

○古澤委員長 今の答弁で結構ですか。確認ですか。

答弁を荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 まず、お答えしますが、まちづくり応援団の運営委員会の構成メンバーは、その関東・東北の各会長さん、役員さんで構成されます。この中に世話人会の人たちは入りません。ですので、町が相談したのは、この応援団を今後どうするかというのは、関東ブロックの新会長さん、会長さんは辞められましたので副会長さんと、その事務局に当たる方、東北ブロックの会長さんと事務にあたる方、そして町のつなぐ課担当の方でございます。あと、町の中のほうにも交流会を支えるメンバーもございまして、その方々とも話しました。

ですので、世話人会の方が求めている運営委員会と同じメンバーと相談して決定したものを皆さんにお知らせしたものでございます。

したがって、再度同じようなメンバーで集まって運営委員会というものを開く必要はないというように判断しています。世話人会の方が求める運営委員会を開催としても、主張されている方の出席はありません。

以上です。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

追加答弁を菅野町長。

○菅野町長 まちづくり応援団の方々は今までは、先ほど委員おっしゃったように修学旅行生の方をご対応いただいたりということで、大変感謝しております。

しかしながら、この会は町の会ではございません、町の会ではございません。町がサポートしているのは間違いないんですけども、町の会ではございませんので、その会長を代わったから云々とか、資金の話がどうこうというのは、町としては関与できないというか、相談される側の対象ではないと思っております。

ただ、しかしながら、しっかり世話人会の方も来ていただいてしっかり、宴席でも、なぜこのようになったかというお話は聞かせてもらいましたが、町としてできるようなものでもなくて、基本的に、任意団体ですのでその内部自治の中で決めていただくお話だと思っております。その決定を、私らはどうなっても尊重したいと思っております。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

1 番、佐藤大委員。

○1 番（佐藤 大委員） この前いろいろ課長さんから説明いただきましたけれども、そのこととか、また付随してここで質問してもよろしいんでしょうね。駄目なんですか。

この前、私、初めてで分からないものなので、課長さんから説明があつて、私たち質問させていただいたんですけれども、引き続きちょっとまた聞き足りなかったようなことをここでは質問して駄目なんですか。

○古澤委員長 結構です。

○1 番（佐藤 大委員） いいですか、分かりました。

私は2点質問いたします。

建設水道課の1ページ、タブレットでいただいた……2款ですね。

寒河江ダム関係に要する経費のことなんでしたけれども、こっちのタブレットの資料を私もらったので、見てそのまま質問でよろしいですか。

このタブレットのやつですと、1ページの2款7項1目のやつで、寒河江ダム関係に要する経費ということで、燃料費で大噴水用の重油代240万円ほど計上されておりますが、この価格の設定は入札によるものなんでしょうか。このところ、油の価格も高騰し続けておりますが、その都度変動とかがつてするのでしょうか、どのような内容で行っているのかお聞きしたいということと。

あと、つなぐ課の、タブレットのほうでは4ページになります、2款1項5目の移住定住に要する費用でございます。それで、地域おこし協力隊の人数は9名でCASE社員が4名、あと5名が町募集との説明がありましたけれども、7の報償費でCASE社員4名分で残り5名分が、あと12の委託料、協力隊報償費管理が5名分となりますけれども、あと委託料の協力隊報償費管理5名分、協力隊活動経費管理5名分、あと協力隊募集採用業務委託地域活性化起業人の発案業務委託のこの委託料とありますけれども、これはCASEと契約しているのでしょうかということと。

あと、協力隊インターン受入れ業務、協力隊インターンプログラム作成業務もCASEとの契約になっているのでしょうかということと。

○古澤委員長 1点目の答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ただいまの1点目の大噴水の重油代でございますが、企画財政課のほうで一括して燃料の単価を決めておりますので、その単価を使いまして重油代支払いをしてい

るところでございます。

以上です。

○古澤委員長 追加答弁は大泉企画財政課長。

○大泉企画財政課長 単価につきましては、町の石油組合の方と協議して、その実態に合った形で、その形で単価を変更しております。

○古澤委員長 2点目は荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 二、三ご質問があったと思います。

まずは、協力隊9名の内訳についてです。決算特別委員会の各課説明で、私、9名のうちCASE4名、町直営が5名と説明いたしました。再度確認しましたら、現在の所属する方で申し上げてしまい、特別委員会の各課説明会では誤った説明になっていました。正しくは、CASEをお願いしているのが5名で、町直営が4名でした。

ただ、このCASEの5名のうち1名の方がCASEさんを辞められて、町直営の管轄に移ったということでございます。現在はCASE4名、町直営、去年の方が5名という形になりますので、訂正させていただきます。

あと、地域活性化起業人のプログラム作成委託料、あと活性化の発案業務委託、あとプログラム作成業務委託、こちらのほう、CASEの起業人の方の発案とプログラム、こちらのほうもCASEのほうに業務委託をして実行していただいているものでございます。

以上です。

○古澤委員長 1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） ありがとうございます。

CASEさんの委託ということは、それ2つということなんでしょうかね。

あと、協力隊の報酬とか何かは、CASEさんのほうはCASEさんのほうで支払うんだと思いますけれども、こちらの直のやつは町のほうで払っているんでしょうかね。そのあれでの、報酬管理5名分となっていますけれども、これは町が5名だからだと思えますけれども、協力隊の報酬管理と、あと協力隊の活動経費管理ということは、これも委託料になっているので、どこか違うところに委託しているのかなということです。

あと、地域おこし協力隊の活動に要する経費ということで、報償が年間でしょうけれども280万、その他の経費が200万ということで国から来ているんじゃないのかなと、ちょっとその辺も私、ちゃんと調べないのであれだかもしれないですけども、じゃないのかなと思いますが、その収入ある中で、その協力隊の賃金と経費というものは賄っているのでしょうか。

○古澤委員長 荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

まず、CASEのほうにお願いしている部分については、先ほど申し上げた以外、協力隊の募集、採用の募集ですね、そちらのほうもお願いしております。

あと、協力隊の報酬ですね、業務委託の中で決算のほうに支払っておりますが、町直営の協力隊と同額の分を謝礼というか報酬という形で、5名分を一括して支払っているのが現状でございます。

活動経費とありますが、先ほど委員のご質問にあった報酬のほか、協力隊が活動、様々な面で活動する場面で認められている200万、こちらのほうを一括してCASEさんのほうに支払っているものでございます。

あと、地域おこし協力隊の経費については、国の特別交付税で措置されている金額の範囲内で全部工面しているものでございます。

以上です。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

3番、後藤一夫委員。

○3番（後藤一夫委員） 2款1項8目職員研修費について質問します。決算書54ページになります。

新たな施策が次々に展開される中で、職員研修は非常に重要であると思っております。4年度の決算額は182万1,007円ですが、今年8月の岩手県への議員視察研修に町長とともに数名の職員の方々が視察研修の一部に出席してくださいました。これも非常に重要な職員研修の一つであると感じたところであります。

4年度、このような形での職務に関連しての研修が様々な機会を捉えて行われたと思えます。これら町独自の研修について、どのような研修がなされたか、行われたか、お伺いします。

○古澤委員長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま後藤委員からもございましたように、いわゆる通常の、通常といいますか、従来からの職域、職階等の研修に加えまして、町独自の研修ということでもありますけれども、昨年から菅野町長が就任されたというようなことで、新しい施策、そういったものが展開になっているということで、大きな事業というものが出てきてございます。

具体的に申し上げれば、ただいま実施設計を進めています月山湖の艇庫、これの関係の事業でありますとか、先般起工式を行いました産業総合複合施設とこういったものがあるわけでございますけれども、何事も職員にとっては初めて言葉すら聞く事業であったかと思えます。そういったことで、既に全国的に、全国の中でそういった事業を実施されておられる団体、こういったものの団体にお伺いしながら、事業の取組あるいは事業実施しての成果等について、担当職員、それに加えて意欲のある職員、こういった職員が、当然町長も一緒に行ったケースもございましたけれども、赴いて勉強しておるとというのが4年度の主な実績かと思えます。

5年度については、ただいま後藤委員からご指摘いただいたような形で8月上旬、1か月前の研修というものもございました。

こういった形で、新しいといえますか、新しい取組を行うに際しまして、参考となるような団体、自治体のほうにお邪魔させていただいて勉強をしておるとというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○古澤委員長 3番、後藤一夫委員。

○3番（後藤一夫委員） それでは、確認ですけれども、これらの経費につきましては、職員研修費以外の経費で対応されたということで理解してよろしいでしょうか。

○古澤委員長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

ここで休憩をいたします。再開は10時半といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○古澤委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 私からは1点だけお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費になります。

決算資料は町民税務課の8ページ、本冊67ページになります。

これには福祉バスがあるんですけども、福祉バス管理に要する経費ということで、今回の決算書見ましたら修繕費で38万4,000円かかっているわけです。ちょっと過去を調べてみたら、令和3年で20万7,000円、同じく令和2年で24万9,000円かかっておりました。福祉バスは大分古い車だというふうに聞いておりますけれども、これの年式と走行距離、分かればお願いしたいと。

一緒に、併せまして、その後の買い替えるといいますか、そういうような予定もあるかどうか、併せてお聞きいたします。

○古澤委員長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 佐藤委員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

年式につきましては、平成21年8月26日に購入を行ったものでありまして、15年目を迎えているところであります。走行計につきましては18万キロを超しているというふうな状況ですが、車体の老朽化が進んでおりまして、修繕についても現在検討を行っているところでありますが、車両の購入につきましては、全体的な車両の計画を改めて見直しを図りながら対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○古澤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 今お答えいただきましたように、15年たっているということで18万キロですか、随分、いろんな方に聞いても大分古いというお話を聞いていますので、先ほど言いましたように修繕費も年々かかっているというふうな状況でしょうから、買い替える予定はということでは全体的な、スクールバスあるいは路線バスの関係かと思っておりますけれども、その辺の状況を見ながらということなので、これは福祉バスもやはり年間見ると令和4年は53回ほど使っているわけです。令和3年になりますと58回ぐらい使っているということになりますので、ある意味では福祉ということで非常に大事なバスだと思いますので、ぜひその辺を前向きに検討していただきたいというふうに思います。

ちなみに、決算とは関係ないけれども、福祉バスという名称は、これは前からあってどういう内容、福祉ですから福祉バスと分かるのですけれども、何かその、福祉バスとつけた名称なんか分かるんだったら、なぜそういうふうな名称になったのかなと思います。

○古澤委員長 土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいまの佐藤委員のご質問でありますけれども、福祉バスという名称につきましては、こちらのほうのバスは福祉5団体が活動するときに主に使っていただくというふうなことで車両を準備した経緯がございます。そういったことがありますので、福祉バスというような名称になったというふうにご考えているところがございます。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結します。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 私も新人であり分らないので質問いっぱいあります、すみません、5つぐらいあります。

まず、6款2項2目です。特用林産物振興対策支援事業、これみどり共創課です。キノコ等特用林産物で、特用林産施設体制基本事業補助金として29万7,000円計上されていますが、どのような用途に使ったのかちょっと聞きたいなということと。

あとまた同じく6款2項2目のやつの西山杉利活用推進事業であります。森林資源活用型移動式サウナ事業アドバイザー業務委託に99万円を使っております。当初予算の2万4,000円に補正で267万円を増額しましたが、結果、アドバイザー委託料99万の1件のみで170万ほど未使用になっているのは、当初、ほかに何か計画した事業があったのでしょうかということです。

あと、続きまして7款1項2目の物価高騰対策事業です、タブレット資料6ページです。それは物価高騰対策支援商品券を配布しましたが、補正予算で3,375万円、1人当たり1万5,000円で2,250人分を予算計上したんだと思いますが、結果、2,244人に配布したとのことですが、2,244人ですと3,366万円になります。決算では3,340万2,000円であり、25万8,000円少なく17.2人分少ないようですけれども、その辺の内容はどうなっているのでしょうか。

あと、8款1項2目、資料タブレットで12ページの除雪関係全般に要する経費で、建設水道課であります。10の1で消耗品が124万ほど高額であります。融雪剤、凍結防止剤な

どの購入費でしょうか、内容はこういったものなののでしょうかということと、あと、同じく10の2で燃料費ですが、これも変動が激しいようですけれども、除雪機の燃料代の価格の決め方、業者の選定はどのように行っているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、同じく建設水道課になりますが、8款2項2目、道路維持全般に要する費用ということで、これは14ページです、資料。工事請負費が道路河川維持工事に300万ほど使っておりましたけれども、これはどこの工事を行ったのかお聞きいたします。

以上です。

○古澤委員長 最初は、渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

まず、6款2項2目のキノコ等特用林産物の生産拡大等経費のほうでよろしかったですかね。これは、原木なんかを買う経費を負担しているものです。

あと、西山杉、6款2項2目のこのアドバイザー業務委託については、こちらはちょっと確認の上、再度お答えさせていただきます。

○古澤委員長 次に、柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 佐藤委員からご質問いただきました物価高騰対策事業の商品券の交付金の差額分ですけれども、こちらのほうは2,244人の方に配布をさせていただいて、結果、未使用だった分が差額になるという形になります。よろしくお願ひします。

○古澤委員長 3点目、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 3点目の除雪関係全般に要する経費の消耗品ではありますが、こちらのほうは機械の消耗品ということで、例えばロータリーのシャープピンというのがありますけれども、そういったものに使っております。

あと、燃料費ですが、先ほど大噴水の燃料のときもご説明申し上げましたが、町内で一定の単価が示されておりますので、そちらのほうでの業者からの購入ということになっております。

あと、土木費の道路維持全般に要する経費でありますけれども、こちらの中の工事請負費としましては、説明資料の32ページの20番に普通河川石跳川河川整備工事ということで69万8,500円ほどの工事の支出がございますが、こういった50万円以下の簡易な維持的な工事を、早急に行わなければならない維持的な工事を道路河川で行っております。

以上です。

○古澤委員長 1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） どうもありがとうございます。

その商品券も未使用分だったということで、でも使わない人いるんだね、いたましいことに。でも、まず人数にすれば17.2人分、端数で皆でしょうけれども、残ったというか使わなかったということですので、かなり好評な、大変高齢者の方にとっては有意義な商品券だったと思いますので、ぜひまたそのようなこと、検討していただければと思います。

以上です。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

2番、飯野幹夫委員。

○2番（飯野幹夫委員） 1点質問させていただきます。

6款2項2目で、みどり共創課の18ページのところなんですけれども、町の間伐促進事業というふうな形で、300万の当初予算に対して253万3,000円の支出というふうな形の支援補助になっていますけれども、これの、多分沼山は該当になっていると思いますけれども、沼山のほかにやった上で何か所かの合計金額の支援金額なのかどうか、1点お伺いさせていただきます。

○古澤委員長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 すみません、具体的に何件分なのかちょっと今調べますので、ちょっとお待ちいただいてもいいですか。

○古澤委員長 後ほど、後でお知らせします。

ほか、ございませんか。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 決算書の95ページです。

7款1項3目の月山和牛モウモウまつり補助金です。去年948万9,000円ということで1,000万近く使いましたけれども、去年、町外の方が、直接申し込んだ方がたくさんおられると思うんです、西川町民だけではなくて。そこら辺の、町外の方がどのくらい、何割ぐらい入っているのかあたりはわかりますかね。もし分からなければ、チラシが大分町外にも配りましたけれども、どこら辺の範囲まで配られたのかお聞きします。

○古澤委員長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 モウモウまつりのチラシの件に関しては、チラシも配りましたけれども、パブリシティという無料でほかの番組が取り上げていただきましたので、多くの方が町外からいらっしゃっていただいたと思います。いずれにしても、そういう統計などは取っておりませ

んし、事業者のほうでも、それを取るようになったら多分やりませんという事業者が9割ぐらいになると思いますので、取っていません。

ちなみに、これは昨年の事業の目的を変えたわけですが、町内の方ではなくて、町外の方もお越しいただいて、ここで、この旅館で月山和牛が食べられるんだったら泊まりたいという町外からの経済効果を期待した政策ですので、ぜひぜひ町外の方にも利用してもらいたいと思っています。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） よく分かります。町外の方、たくさん去年来られたということで、今年はモウモウまつりはやめて直接業者さんに、お店とかに補助しているわけですがけれども、モウモウまつりは町民にとって、例えば家族みんなでおいしい牛肉を食べるとか、親戚も含めて、ちょうど11月、稲刈りなんかも終わって、皆さんで楽しく食べるとかという非常にいい機会になっているんだと、楽しみにしている方もたくさんおられるんだと思います。

経済的な観点ではやっぱりそういうふうに、業者に直接というのがいいと思いますけれども、そういう町民にとっての何かそういう希望というのはたくさんあると思いますけれども、そういうのを今から、今年は無理でしょうから検討してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○古澤委員長 今回、決算の関係で、これからの問題でございますので、やはり決算に関連した質問をお願いしたいと思います。

菅野町長。

○菅野町長 当初予算の中でのお話なので、その際に聞いていただければよかった議論だなというふうに思います。

佐藤光康委員においても、私も信じられなかったんですけどけれども、議事録見ますと、西川町民に生まれてよかった、一番よかったと思うのはモウモウまつりで食べられることだと、それ以外ないのかなというふうにとっても残念に思ったことでもありますけれども、モウモウまつりを持続可能な形にするまでは、今までは、これ光康委員、恐らく商工業者の方と対話していないと思うんです、対話していないと思います。モウモウまつりのことをやりたいという業者は一軒もありません、一軒もないんです。町民の幸せだからと事業者にやりたくないことをやらせるというのは、それはどうなんですかね。僕はそこは違っていると思っていて、持続可能な形にするためには、町内事業者はいつでも仕入れる、いつでも割引率は変わらずに割り引いたわけですね、業者が仕入れるときには。仕入れていただいて、自分らの価格

設定で行いたいということなんでございます。

だから言わば、私、モウモウまつりというのは、私もそれは町民にとってはうれしいものだったと思いますけれども、事業者にとってはすごぶる経済的な負担や手間をかけていたわけです。本来であれば出羽屋さんや玉貴さんが1,800円という通常の顧客ターゲットとは違うお客さんをターゲットにして、町の政策によってですよ、政策になって、本来であれば合わないターゲットを、限りある席数をそこに割いているわけなんです。それを私らは、町はしっかり商工業者と対話いたしまして、モウモウまつりの在り方を、もうほぼほぼニーズを盛り込んで、宿泊業者も扱えるようにしましたし、通年で販売できるようにしましたし、新しいブランド名で名前を名のると、ブランディングもできていましたし、全て商工業者のやりやすいような形を取ったわけです。それによって何がいいことが起きるかということ、持続可能な形になるということでございます。

ですから、この事業は多分ずっと続いて、納得感をいただいて、事業者にとっても納得感をいただいて、また、そういう町民の方の昔のプランを復活してほしいということであれば、そういうことを商工業者のほうにお願いするようなことを、町民の皆様が声を上げなくてはいけないと思っていますけれども、今のところ私のほうでは、去年の無いのかというご確認はありましたけれども、ぜひ前の形でしてほしいと言われたのは今が初めてでございます。

○古澤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） ありがとうございます。

町長の言うとおりでと思います。商工業にとってはモウモウまつりは負担になるということとは非常によく分かります。今のパターンでいいということですがけれども、町民にとってはそういうふうに、先ほど言いましたけれども、私もいろんな幸せありますけれども、モウモウまつりを、牛肉を食べるのを本当に幸せだというふうに思っています。そういうふうな、町民限定の、町民だけのモウモウまつりといいますか、そういうふうな牛肉を食べられる機会があってもいいんじゃないかというふうに思うということで、ぜひご検討ということでよろしく、ご検討お願いします。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 私からは1点お願いします。

今回の決算書を見させていただきますと、6款2項2目林業振興費で、みどり共創課の16ページになります。これ、執行率がゼロということで非常に目立ったので、どういうことか

などと思ってちょっと調べてみましたら、これ令和5年の3月定例会で、第10号補正でマイナス210万の補正がついたんですね。そのときに聞けばよかったんでしょうけれども、この10号補正でマイナス210万で、この里山林整備事業ですか、執行されなかったという理由をちょっと教えていただければなというふうに思います。

○古澤委員長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 ただいまの佐藤耕二委員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年度、令和4年度の町の事務事業の分担の関係で、私ども総務課のほうで財政的な面、預かっておったというようなこともございますので、ただいまあったように3月の補正予算ですか、これで減額しておると、こういう経過についてのご質問というふうに捉えさせていただきます。私どものほうからお答えさせていただきます。

私が記憶している範疇では、町内の地区のほうから、これは具体的に申し上げますと熊野というふうに認識してございますけれども、年度当初にいわゆる4年度の予算編成に当たりまして要求があったということでもありますけれども、実際、土地の所有者等々の考え方等もありまして、これを4年度中に話し合い、対話いたしまして精査いたしましたところ、事業を実施しないというような形で3月の補正予算で減額させていただいたというふうに記憶してございますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上であります。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 ないようでありますので、質疑なしと認めます。

以上で、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結します。

次に、第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、後藤一夫委員。

○3番（後藤一夫委員） 10款4項1目、決算書116ページ、社会教育総務費、資料の生涯学習課3ページであります。青少年育成推進に要する経費について質問します。

本事業の中におきましては、青少年育成推進員5名に報酬、また、青少年育成町民会議に補助金が支出されております。

初めに、推進員及び町民会議の活動内容について、どのような活動がなされているかお伺いします。

○古澤委員長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 ただいまのご質問であります。

青少年育成推進員の方の主な活動内容から申し上げますと、まずは二十歳を祝う会などでの啓発活動、いわゆる入り口等々でのチラシの配布ですとか、それからまた、文化祭の際にも同様の活動などを行っております。独自に推進員の方のみでの話し合いを踏まえた中で、町内を回っていただくとかそういった活動などにも携わっていただいているところです。

次に、青少年育成町民会議であります、年1回定例の会議を行っております。この会議の中では、関係する区長さんでありますとか防犯会議、関連する団体の方からお集まりをいただいております。現状の中での青少年に関する情報交換などをするなど、そういった会議を行うほか、町民会議の表彰ということで、町の駅伝大会での親子での表彰等での補助金の使途などを行っているところでございます。

以上であります。

○古澤委員長 3番、後藤一夫委員。

○3番（後藤一夫委員） 青少年健全育成のためにはもっと具体的な活動が必要ではないかと思えます。今後の活動の在り方についてどのように考えられていらっしゃるのか、お伺いします。

○古澤委員長 奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 まずは、青少年の方の当事者がどのようにこの町で自分のしたいこと、いわゆるしたいことなど、どういったものがあるのかなという部分を把握する必要があるのではないかとあります。現在、庁舎内でも横連携のチームをつくりまして、そういった当事者の方との情報交換に向けた準備などを進めているところです。まずはどういった要望、情報などを必要としているのか、そういったものから始めていく必要があるのではないかとこのように捉えているところです。

以上であります。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 1点お願いいたします。

生涯学習課の説明資料の19ページ、本冊の121ページになりますけれども、10款4項4目教育費で、月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業があります。これ、基本設計委託が330万、地質調査1回目が445万が令和4年で執行されております。令和4年7月の全員協議

会で、この艇庫のことが説明されました。その中で、令和4年は基本設計を行いますよと、それから令和5年で実施設計しますと、令和6年で整備工事をやって令和7年から供用開始しますというふうな説明を受けました。

今、現時点で4年は基本設計がなされたということなんですけれども、5年も9月半ばになりまして、その辺の進捗状況、予定どおり行われているのかどうか、また、令和7年に供用開始ができる状況なのか、今現在で結構ですので教えていただければというふうに思います。

○古澤委員長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 艇庫関連の件についてであります。

令和5年度、予定どおり実施設計を進めているところでございます。今後の件につきましても、さきの全員協議会で申し上げたスケジュールの中で進めていくというようなことでございます。

以上であります。

○古澤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 予定どおり進んでいるということなんですね。

令和5年度の予算を見ますと、実施設計費が3,850万ほど予算化されておりました。地質調査の2回目が1,100万取られておりました。先ほど言いましたように令和4年度の決算では地質調査の1回目として445万でした。これ、1回目、2回目と分けてあったのはどういふことなのか、ちょっと分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○古澤委員長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 これにつきましては、掘削の場所につきましてそれぞれ2回ずつ、令和4年度2か所、令和5年度2か所を行っております。令和4年度、時期的な関係もありましたので、令和4年度1回、令和5年度もう一回というような形になったところです。

以上であります。

○古澤委員長 ほか、ございませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の一括質疑を終結します。

ここで、一般会計歳入歳出決算について、総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようにご協力をお願いします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出決算についての総括質疑を終結します。

ここで休憩をします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○古澤委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、渡邊みどり共創課長から、先ほどの質問に対する回答の申出がございますので発言を許します。

渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 先ほど2点回答できなかった分がありますので、回答します。

まず、1つ目が、決算書の順番でいきますけれども、サウナ事業アドバイザー業務委託、これ決算額99万になっていて予算額が200万超えているの、これなぜかというところですが、結論から申し上げますと、これ町が連携協定結ばせていただいている日建設計さんにアドバイザーを委託した契約なんですけれども、最終的な見積りを取った結果、これぐらいの金額に押さえていただいたというのが回答になります。

もう一点が、町単独の事業で、町単の間伐及び搬出作業道路の開設支援の事業、これ飯野委員からご質問いただいた件ですけれども、これは沼山の樺山をやった、そこだけになります。

○古澤委員長 これでは、認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は十分に尽くされたと思いますので、審査を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○古澤委員長 全員賛成でございます。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第2号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、特別会計、企業会計の審査を行います。会計ごと歳入歳出一括しての質疑とします。

初めに、認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○古澤委員長 全員賛成です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第10号の質疑・採決

○古澤委員長 次に、認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○古澤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○古澤委員長 以上で、本委員会に付託されました令和4年度西川町一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、原案のとおり全て認定されました。

なお、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古澤委員長 異議なしと認めます。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

審査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時25分